

日金協（監企）第令 2-21 号
令和 2 年 8 月 31 日

各位

日本貸金業協会
監査企画部

「監査ガイドライン（第 6 版）」の改訂について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」及び「民法の一部を改正する法律」が施行等されたことに伴い、令和 2 年 4 月 1 日を基準日として「監査ガイドライン（第 6 版）」を「監査ガイドライン（第 7 版）」に改訂しましたので、お知らせします。

以上

《「監査ガイドライン」の公表》

「監査ガイドライン」は、当協会が自主規制機能の一つとして実施している監査の具体的内容を取りまとめたものとなり、協会監査の透明性を高め、貸金業界の信頼性向上に資するため、当協会のホームページに公表しています。

《「監査ガイドライン（第 7 版）」》及び《新旧対照表》の掲載場所

協会ホームページTOP > 協会について > 【業務内容】監査ガイドライン

(ホームページアドレス)

<https://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>

本件のお問い合わせ先：監査企画部 電話番号 03-5739-3015